

毛呂山町手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

令和元年11月28日策定

毛呂山町は、手話が言語であると認識し、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を必要とする町民が、あらゆる機会に社会参加でき、全ての町民が共生する地域社会を実現するため、毛呂山町手話言語条例（令和元年毛呂山町条例第2条。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる施策を推進します。

1 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

町民や事業者など多くの人々が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、気軽に手話に触れ、簡単な手話を学べる環境の整備に努めます。

- (1) ポスター、チラシ、広報紙、ホームページなど様々な媒体を活用し、手話やろう者についての理解を広めます。
- (2) 小中学校等の児童生徒に対して、関係機関等との協力しながら、手話に触れる機会を提供し、引き続き、福祉教育の充実に努めます。また、若年層への啓発に取り組むよう努めます。
- (3) ろう者との日常的な会話の場面における交流を支援するため、引き続き、手話奉仕員養成研修事業（手話講習会）の実施により、人材の確保に努めます。

2 手話による意思疎通及び情報を得る機会の拡大に関する施策

行政情報をはじめ、必要な情報が確実に得られるよう、日常生活や社会生活の様々な場面において、手話による情報の取得ができる環境の整備を目指します。

- (1) 手話通訳者派遣事業が日常生活や社会生活の様々な場面において適切に実施できるよう、引き続き、取り組みます。
- (2) 町が開催する説明会や講演会等にろう者が出席する際には、手話通訳者を配置するよう努め、ろう者が安心して社会参加することができる環境の整備に努めます。
- (3) 対面による手話通訳を基本としつつ、情報通信技術（ICT）の活用等、多様な情報取得やコミュニケーション支援について検討します。
- (4) 手話以外の意思疎通手段として、現在、町庁舎内に設置済みの筆談ボードを活用し、引き続き、筆談対応できるようにします。

3 災害その他緊急の場合におけるろう者への情報の提供及び意思疎通の支援に関する施策

ろう者が災害時や緊急時において必要な情報を正確にかつ迅速に得ることができるよう情報提供に関する体制の整備を進めるとともに意思疎通支援に必要な体制を整えます。

- (1) 災害時におけるろう者や聴覚障害者への支援のポイントについて、防災訓練等を通じて町民や町職員等の理解を深めます。
- (2) 災害時や緊急時において情報格差が生じないように、災害情報の提供に関する体制を整備します。
- (3) 避難所運営マニュアルにろう者への情報提供について明記します。
- (4) 自主防災組織（自治会）が、ろう者に関する「個別支援計画」を作成する際に支援します。

4 その他

本推進方針については、実施状況等を検証し、必要に応じて見直します。